

袖ヶ浦市産業振興アクションプラン

【令和 8 年度～ 1 0 年度】

令和 8 年 3 月

袖ヶ浦市

目次

1	アクションプランの概要	1
(1)	策定の目的	1
(2)	計画期間	1
(3)	アクションプランの位置付け	2
(4)	アクションプランの推進体制	3
2	前ビジョン及び後期アクションプランの評価	5
(1)	農業	5
(2)	工業	9
(3)	商業	12
(4)	観光業	15
(5)	横断的な産業振興施策	18
3	産業振興アクションプランの将来像・施策の体系	20
(1)	本市産業の将来像	20
(2)	アクションプランの施策体系	21
(3)	取組の方向性	22
(4)	事業数及び取組件数	22
4	産業別のアクションプラン	23
< 農業 >		23
< 商工業 >		36
< 観光業 >		50

1 アクションプランの概要

(1) 策定の目的

少子高齢化の進行による人口減少、脱炭素化、デジタル化など、社会を取り巻く環境が急速に変化する中、自治体における産業政策は、これまで以上に柔軟かつ戦略的な対応が求められています。

これまで本市では、平成27年に袖ヶ浦市産業振興ビジョン及びアクションプランを策定し、産業分野の施策を体系的に整理し、市内の農業、工業、商業、観光業及び横断的な産業振興施策の推進に努めてきました。しかし、これまでの計画は袖ヶ浦市総合計画（実施計画）と連携する中で、事業内容の重複や、社会環境の変化に合わせた施策の展開が求められることから、前産業振興ビジョンの計画期間終了に伴い計画体系の見直しについても検討しました。

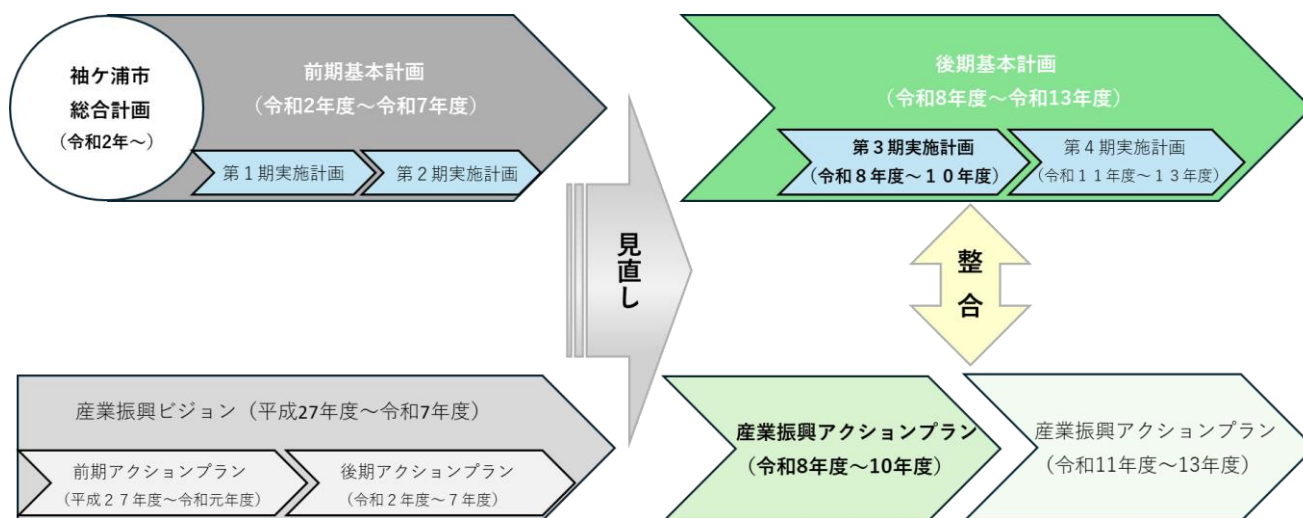
検討を踏まえ、袖ヶ浦市産業振興ビジョン及びアクションプランを袖ヶ浦市産業振興アクションプランとして再編し、袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）における、産業振興に係る取組を位置づけ社会変化に対応する「実行計画」とし産業振興を図ります。

本アクションプランでは、後期基本計画における施策の方向性に基づく取組を実施計画事業及び試行的取組と位置づけ、本市が有するポテンシャルを最大限に活かした事業展開により、地域経済の発展を目指すとともに、事業者、市民、産業団体、行政などが連携して、目指すべき方向性を共有していきます。

(2) 計画期間

袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画と整合を図るため、本アクションプランの計画期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

《図1》計画期間



(3) アクションプランの位置付け

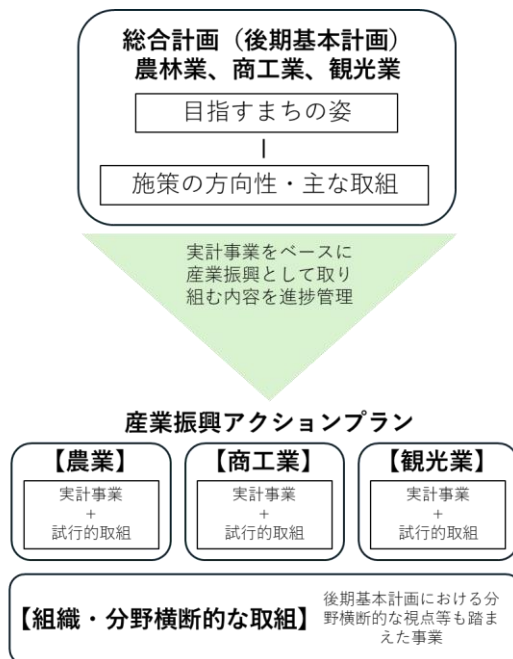
ア 産業振興アクションプランの体系

産業振興アクションプランは、市の最上位計画である袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）における産業分野の実行計画として、農業、商工業及び観光業の各分野における目標を達成するため、実施計画事業及び財政措置を伴わず既存の予算において対応可能な取組や次期実施計画において事業化を見込む取組を試行的取組と定め、必要に応じ各分野の範囲にとらわれない組織・分野横断的な取組を位置づけ本市産業の振興を推進します。

また、基本的な考え方や方向性を示す「産業振興ビジョン」と産業振興のための取組内容や具体的な事業を取りまとめた「アクションプラン」を統合し、「産業振興アクションプラン」として策定します。

なお、産業振興に係る進行管理や事業評価については実施計画と整合を図るとともに、施策効果の検証や見直しを適宜行いながら各取組を推進します。

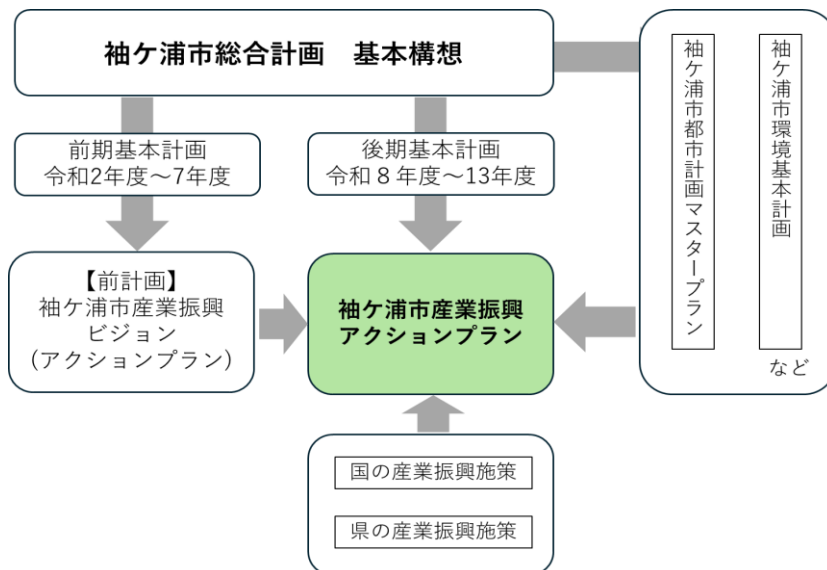
《図2》総合計画との関係



イ 位置づけ

産業振興アクションプランの策定においては、袖ヶ浦市総合計画等の市の各計画をはじめとして、各種関連計画との整合性を確保しつつ、国や県の産業振興施策にも配慮します。

《図3》計画の位置付け



(4) アクションプランの推進体制

ア 計画の推進体制

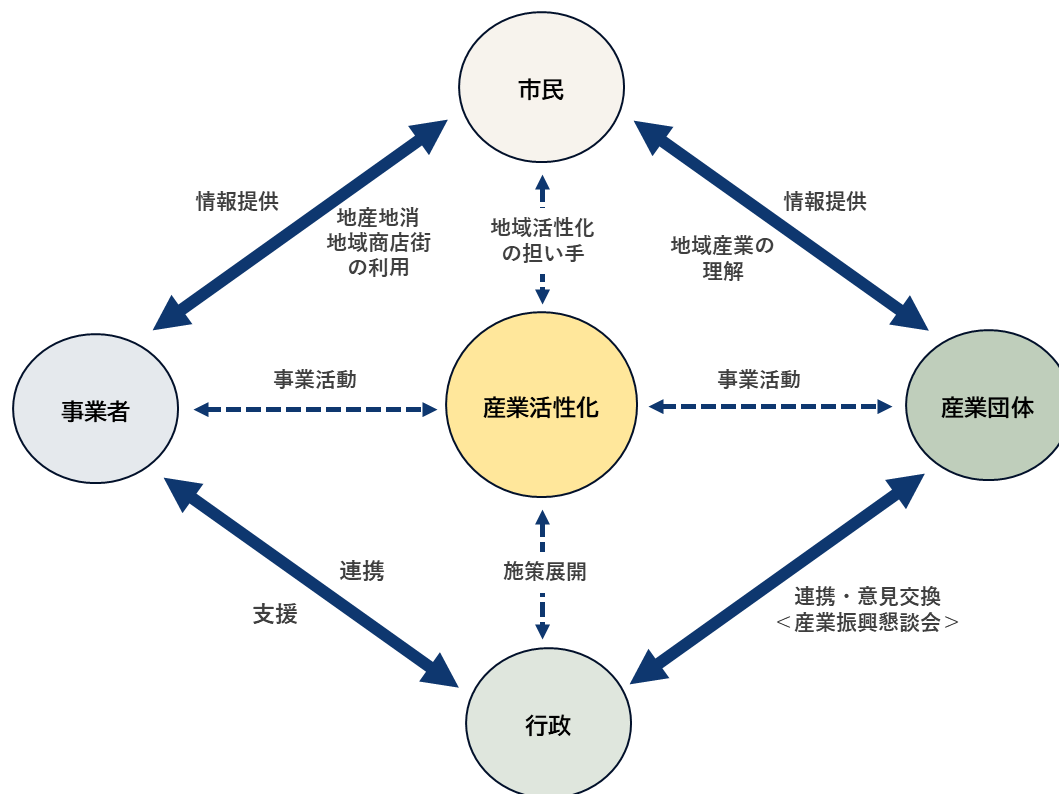
(ア) 事業者・産業団体・市民及び行政が連携した取組の推進

産業団体、市民、行政などの関係主体が目標を共有し、各主体がそれぞれの役割のもと、相互の連携による取組を推進していきます。

(イ) 袖ヶ浦市産業振興懇談会における意見交換、情報共有

事業者、産業団体、行政などが意見交換を行うことのできる場として、「袖ヶ浦市産業振興懇談会」を設置し、意見交換・情報共有、そして産業振興施策の推進にあたっての問題点・課題の共有、事業の連携・調整などを行います。

《図4》推進体制



イ 関係主体の役割

(ア) 事業者

事業者は、自らの創意工夫及び自助努力を基に、経営基盤の安定、人材の育成及び従業員の福利厚生の実現に努めるとともに、周辺の生活環境との調和並びに市民生活の安全・安心の確保の配慮に努めるものとします。

(イ) 産業団体

事業者の自主的な努力と創意工夫への支援を引き続き行うとともに、本市の産業振興を担う中核的な主体として、事業者や関係各機関との連携や交流の促進に努めるものとします。

(ウ) 市民

地域の消費者、労働者、地域活性化の担い手として、自らが地域産業に与える影響や効果を認識し、地産地消や地域商店街の利用、地域産業の理解などに努めるものとします。

(エ) 行政

市は、各関係主体がそれぞれの役割を果たすための調整役を担うとともに、各産業間の交流が促進するような機会を提供します。また、本アクションプランの推進にあたっては、事業者や産業団体との緊密な連携を基本に、国、県、周辺自治体との連携・協力を図りながら、円滑かつ効果的に進めていきます。

2 前ビジョン及び後期アクションプランの評価

産業振興アクションプランの策定に伴い、前産業振興ビジョンの各分野における戦略に対する評価及び後期アクションプランにおける取組事業について「継続」、「見直し」又は「完了」で区別し評価をしました。

また、併せて各分野における成果指標の項目別の達成率等に対する評価を行いました。

(1) 農業

戦略① 担い手の確保と育成		
戦略② 耕作放棄地対策など農地の有効活用		
戦略に対する評価	戦略に対する評価	農業の活性化を図るため、関係機関と連携し、新規就農者、認定農業者への技術習得や経営の支援及び地域計画※の作成支援を行ったことや、農地の集積、農業基盤整備事業等の取組を進め、担い手の確保や農地の有効活用を推進し、持続可能な農業経営の維持に貢献できた。 ※地域計画：将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね 10 年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話合いに基づきまとめる計画
		a-① 担い手育成・支援対策事業 高齢化と担い手不足に対応するため、農地の集積と効率化を図った。新規認定農業者は増加する一方、高齢化による更新辞退者もいるため、継続的な周知を行うとともに、認定農業者の経営規模拡大を支援するため、機械施設導入への補助事業の活用を促進し、県補助事業を活用した施設整備への支援も行った。 引き続き、土地改良区や環境保全会との連携を強化し、地域計画の重要性を啓発するとともに、耕作放棄地の状況を把握し、交付金事業の活用等による支援を検討する。
		取組評価
		継 続
		a-② 新規就農者支援対策事業 新規就農希望者について関係機関と情報共有を図り、各々の状況に応じた就農相談を行うとともに、市では、就農支援として県の農業経営体育成セミナー及び農業大学校の受講生に対する定額補助、国の農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金及び経営発展支援事業補助金の交付を行った。 引き続き、県、農協等の関係機関と連携して情報を共有、個別相談の際に支援事業の説明をするとともに先進事例を踏まえた関係機関と協力した体制づくりを推進する必要がある。
		取組評価
取組事業	a-③ 農業基盤整備事業 農業基盤整備事業については、県営経営体育成基盤整備事業を 3 地区で実施した。 農業基盤整備事業について、武田川下流地区は、小花頭首工改修工事に係る実施設計に取り組む。浮戸川上流Ⅲ期地区は、事業完了に向け、換地計画書の作成、権利者会議が予定されている。大鳥居地区は、引き続き測量業務に取り組む。	取組評価
		継 続

		a－④ 農地農村環境保全事業 地元活動組織が実施する共同活動に対し支援を行い、国土や自然環境の保全及び、良好な景観の形成等の農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図った。 引き続き、事業未着手地区に対し説明会等を行い、活動組織の拡充に努めたい。	取組評価
			継 続
		a－⑤ 森林経営管理事業 県補助事業である「災害に強い森づくり事業」を活用し、森林所有者による適切な管理が期待できない箇所を抽出し、特に重要インフラ施設に近接する森林において、風倒木や土砂等流出等による施設への被害を未然に防止するため、森林整備を実施した。引き続き「災害に強い森づくり事業」を活用し、災害等の未然防止につながるよう森林整備を実施、補助事業に該当しない森林については、「支障木伐採委託」を実施する。 適切な森林管理については実施計画にて管理をしていくことから、ビジョンにおける位置づけは完了とする。	取組評価
			完 了
		a－⑥ 有害鳥獣駆除事業 木更津猟友会袖ヶ浦市有害鳥獣駆除隊及び地域対策組織へ駆除について委託し、イノシシやカラス等の駆除を実施するとともに、地域ぐるみの有害鳥獣対策を推進するため、地域ぐるみの有害鳥獣駆除組織が設立された。侵入防止柵の設置については、市による支援及び周知並びに国事業の周知を行い、防除の強化を図った。 継続して地域住民の自助意識を高め、各集落に即した住民対策組織の設立支援を行うとともに、わな免許取得に係る補助事業の周知を図るほか、ＩＣＴ等を用いた有害鳥獣駆除について活用の検討を行い、駆除・防除を推進する。	取組評価
			継 続
戦略③ 稼げる農業への転換			
	戦略に対する評価	「袖ヶ浦ブランド」の認知度を向上させるために様々な機会を捉え、ＰＲ活動を推進した。また、従来の農畜産物の生産だけでなく、新たな商品開発や販売ルートを確保するなど、稼げる農業への転換を進める中で、農業者支援のため、取組事例をＨＰで紹介するなど意欲向上を図ることで安定的な「稼げる農業」につなげることができた。 また、６次産業化への支援や袖ヶ浦産の農畜産物のＰＲ販売等を行い、稼げる農業への転換が図れたが、６次産業化支援事業が令和７年度をもって廃止となる見込みのため、今後の農業者支援について検討する必要がある。	
	取組事業	b－① 農畜産物の魅力向上事業 各イベント等への商品の提供やＰＲを行うとともに、６次産業化支援事業による補助金交付を行い１１件の取組に対して補助を行った。肥料、飼料や燃油等の価格高騰による影響により、農業経営は厳しい状況が続いているが、補助金の見直しに伴い６次産業化支援事業補助金が令和７年度をもって廃止となる見込みのため、支援の方法を含め事業の見直しが必要である。	取組評価 見直し

	戦略に対する評価	ひらおか の 里農村公園やゆり の 里での収穫体験等の開催、体験農園支援事業や市民農園の利用についてHP等で周知を図り、都心からのアクセス性を活かした農業に触れ合う機会を創出するとともに農業の魅力について推進することができた。一方で、農業体験等のイベント時以外の利活用について検討する必要がある。	
	取組事業	c-① 体験農園支援事業	取組評価
		体験農園開設を希望する農業者に対して、開設費用の2分の1を補助金として交付するとともに、HP・農業者団体での会議等で体験農園支援事業について事業周知を行った。併せて、広報にて市民農園の利用者募集を掲載して利用促進を図り、ビジョン策定時17件だった体験農園が24件となるなど一定の効果があったことから本取組については完了とする。	
		完了	
		c-② 観光・直売型農業推進事業	取組評価
		ゆり の 里での袖ヶ浦市産農産物のPR販売を行うとともに、市長・JAきみつの組合長による、海ほたるでの袖ヶ浦市産農産物（米、フルーツトマト、鶏卵等）のPR販売を行った。また、近隣の幼稚園や小学生を対象としたさつま芋収穫体験や落花生収穫体験を開催した。ゆり の 里については、今後も定例イベント等により賑わいのある運営を行い、継続して魅力ある市内産農産物を市内及び市外に向けてPRしていくとともに、販売手法についても引き続き検討していく。	
継続	c-③ 田園空間施設維持管理事業	取組評価	
	一般公募家族及び市内小学生による「田んぼの学校」や、市内幼稚園、保育所（園）の園児による農作業体験（ジャガイモ・サツマイモの植え付け・収穫等）を行い、農業に触れ合う機会を提供することで農業への理解を深めた。 ひらおか の 里農村公園について、田んぼの学校や農作業体験は好評を博しているが、イベント時以外の利活用について検討する必要がある。		
見直し			
戦略④ 農業のグローバル化への対応			
	戦略に対する評価	東京ビッグサイトにおいて、例年“日本の食品”輸出E X P Oという海外のバイヤーとの商談会が開催されており、千葉県も県内の事業者・団体に応募を募り出展しているが、商談を前提としたものであるため参加のハードルが高い。 また、認定農業者を中心に、輸出の希望について聞き取りをしたが、輸出への取組要望が少ないことから本市の状況に沿った支援をする必要がある。	
	取組事業	d-① 県と連携した輸出プロモーション活動の推進事業	取組評価
		肥料、飼料や燃油等の価格高騰による影響により、農業経営は厳しい状況が続いている中で、新しい販路開拓は状況打開への有効な手段となると考える。しかしながら、認定農業者を中心に輸出の希望について聞き取りをしたが、輸出への取組要望はなかった。 本市の特色である少量多品目の生産基盤では輸出に対応することが難しいほか、市内の大規模生産者に聞いても輸出に対するニーズはないことから、本取組は完了とする。	完了

【成果指標に対する成果】

農業の目標である「恵まれた自然環境を活かし未来を拓く農業のまち」を実現するため、各指標を設定したところですが、認定農業者数や6次産業化取組件数などは概ね目標値を達成しました。一方、耕作放棄地解消面積は目標値をやや下回っており、農業従事者の担い手不足のため草刈り等の作業に支障をきたしており、耕作放棄地の拡大につながっていることなどが考えられます。

なお、人・農地プラン作成件数については、令和5年度から制度が法定化され「地域計画」に移行したことから、策定件数のカウント方法に変更が生じ令和6年度時点の地域計画策定件数が4件となっています。

項目（単位）	平成25年度 （策定時点）	目標値	令和6年度
①認定農業者数（人） 【累積】	144	225	224
②新規就農者数（人） 【累積】	—	30	39
③人・農地プラン作成 件数※（件）【累積】	1	9	4
④農業法人設立件数（件） 【累積】	17	30	28
⑤耕作放棄地解消面積 （アール）【累積】	101	630	565
⑥6次産業化取組件数 （件）【累積】	2	9	11
⑦体験農園開設件数（件） 【累積】	17	25	24
⑧有害鳥獣の侵入柵防護 柵の設置メーター（m）	—	7,000	7,491

※「人・農地プラン」は令和5年度から法定化され、「地域計画」に移行したため、地域計画策定件数をカウント

(2) 工業

戦略① 臨海コンビナートの競争力強化		
戦略に対する 評価		奨励金による設備投資の促進や、工場連絡会事務局員会議等によるネットワークの構築により臨海コンビナートや椎の森工業団地内企業の競争力強化に寄与することができた。併せて、企業振興条例の時限延長に伴い条例改正を行い企業のカーボンニュートラルへの取組を促進するための奨励金メニューを追加した。市内の製造品出荷額は令和6年度には15,000億円を超える状況となっていることから、企業ニーズを踏まえた側面的支援を継続していく必要性は高まっている。 また、中小・小規模企業に対しても融資や利子補給による資金面の支援により経営基盤の強化を図ることで、経営の下支えを継続していくとともに、事業継続等への支援検討が必要である。
		a-① 企業等振興支援事業 企業振興条例等による奨励金の交付を行い、企業の新規立地及び設備投資の支援を行い、競争力強化を図るとともに、工場連絡会事業及び千葉県経済協議会等への参加を通じて、ネットワークの構築や企業ニーズの把握や情報交換を行い、側面的な支援を行うことができた。 引き続き制度の周知により、企業の設備投資等を促進するとともに、工場連絡会や千葉県経済協議会等を通じて、立地企業のニーズの把握に努める。
		取組評価
		継 続
		a-② 中小企業支援事業 資金融資及び利子補給により円滑な資金繰りの支援を行うとともに、商工会によるワンストップ窓口等による経営相談を行い、中小企業等の事業活動の支援を行った。設備資金や創業資金等の前向きな融資メニューの利用を促し、中小企業の生産性向上および競争力強化を図る。今後、物価高への対応や金利上昇に併せて融資利率も上昇してきていることから、経済情勢を注視していく必要がある。
		取組評価
取組事業		a-③ 創業支援事業 商工会にて開催した創業塾や創業ワンストップ窓口などの支援により、令和2年度から6年度までで80名以上の創業があった。 利子補給率の優遇を行っている創業資金についても活用がされており、引き続き創業支援等事業計画に基づき、商工会や金融機関、千葉県信用保証協会等と連携して創業者に対し、一貫した支援を行い、創業しやすい環境を提供する必要がある。
		取組評価
		継 続

		a-④ 事業承継支援事業 事業承継に関するセミナー等の周知を行うとともに、事業承継ネットワークちばが開催する全体会議や研修に参加し、事業承継に関する情報の収集に努めた。 多くの企業が後継者不足に直面しており、技術やノウハウの散逸、雇用機会の喪失、地域経済の衰退につながる可能性もあることから、事業承継は地域経済と地域社会の持続可能性に観点から商工会等と連携した取組を続けていく必要がある。	取組評価
			継 続
戦略② 新たな産業分野への取組支援と企業の誘致			
	戦略に対する評価	企業振興条例の周知により成長産業への設備投資の後押しとなっている。未利用地を活用した企業誘致については、進出希望の企業がある一方、需要に対応できる規模の産業用地の確保が難しい状況であることから、そうした需要への対応について引き続き検討していく必要がある。	
	取組事業	b-① 産業用地利活用推進事業 企業誘致の促進や土地活用ニーズの対応のために実施した未利用地アンケートにおいて、回答があった企業からは未利用地に売却や賃借の可能性がある土地はなく各社とも将来需要に備えている状況である。不足している産業用地については別途対応策を検討する必要がある。	取組評価
		b-② 成長産業型企業の立地促進事業 企業振興条例の改正に伴い、成長分野にかかる対象分野に新エネルギーや先端素材関連分野等に加え、半導体関連分野を追加するとともに、水素・アンモニア関連施設の対象拡充を行った。 成長分野については、既存企業における半導体分野等への支援体制として効果的である。また、企業のカーボンニュートラルへの対応も加速してきている。 一方で、新規立地という観点では、産業用地が不足しており、用地確保に向けた取組が必要である。	見直し
			取組評価
戦略③ 熟練技術者の高齢化による人材確保への対応			
	戦略に対する評価	関係機関等との合同企業説明会及び就職セミナーの開催により、幅広い世代への就業機会の提供を行うとともに人材育成に関する情報提供により、企業の人材育成、確保について側面から支援することができた。 人材不足については継続的な課題となっていることから、引き続き支援を行っていく必要がある。	
	取組事業	c-① 雇用促進・就労支援事業 就職支援セミナーや相談会、合同企業説明会を開催するとともに、高校生向けに市内企業見学会を開催するなど、幅広い世代への就業機会の提供および市内企業の雇用機会を確保できている。 引き続き、関係機関や市内企業等と連携しながら支援を行っていくとともに、若者の定住促進も視野に入れた人材確保策も検討していく必要がある。	取組評価
			継 続

戦略④ 設備の老朽化対応や災害への備え			
	戦略に対する評価	老朽化施設の建替え支援や規制緩和、防災意識の醸成に向けた取組は、当初の予定通りに進捗しなかった。 しかし、近年多発する自然災害への対策として、今後は商工会との連携による中小企業向けのＢＣＰ（事業継続計画）※策定支援を検討する。	
	取組事業	d-① 企業の災害対策支援事業 老朽化施設の建替え支援や規制緩和、防災意識の醸成に向けた取組は、当初の予定通りに進捗しなかった。 しかし、近年多発する自然災害への対策として、今後は商工会との連携による中小企業向けのＢＣＰ（事業継続計画）策定支援を検討する。	取組評価 見直し

※ＢＣＰ（事業継続計画）：災害等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑えつつ、事業を中断させない、あるいは早期に復旧させるために、平常時の活動や緊急時の対応をあらかじめ定めておく計画のこと。

【成果指標に対する成果】

工業の目標である「地域に根ざし産業を先導する工業のまち」を実現するため、各指標を設定したところですが、各項目ともに目標値に対して概ね達成をしています。特に製造品出荷額と中小企業融資資金貸付件数については、令和６年度時点で目標値を大きく上回っています。

項目（単位）	平成２５年度 （策定時点）	目標値	令和６年度
①製造品出荷額等 （億円/年）	１１，９８４	１２，４００	１５，１１３
②事業所数（事業所）	９２	１１５	１０８
③従業者数（人）	５，９８６	７，０００	６，８３４
④奨励金交付申請件 （件/年）【累積】	２６	２１７	２００
⑤中小企業融資資金 貸付件数（件/年）	５９	８０	１０５

(3) 商業

戦略① 商業施設・機能の集積化				
	戦略に対する評価	民間事業者による自発的なイベントの開催やマッチングによる商品開発が見受けられるようになり、官民連携によるまちのにぎわい創出につながる動きがでてきた。 ゆりまち袖ヶ浦駅前モールの開業があった一方で、商業環境満足度については低い水準で推移していることから、要因の把握を含め対応を検討していく必要がある。		
	取組事業	a-① 駅前にぎわい創出事業・まちなか交流促進事業 袖ヶ浦駅周辺においては、そでがうらまつりや各種イベントを実施している。また、キッチンカー組合によるキッチンカーフェスなどの民間主導のイベントも開催されている。引き続き、官民連携によるまちのにぎわい創出を目指す。	取組評価 継 続	
		a-② 食によるまちの活性化 袖ヶ浦良品開発プロジェクトにより開発された3商品の販売やPRを羽田空港等での各種イベントで行った。 また、民間事業者間でのマッチングによる自発的な商品開発も見受けられてきていることから、引き続きビジネスマッチングの機会創出を目指す。	取組評価 継 続	
戦略② 個店の魅力向上				
	戦略に対する評価	商工会と連携した金融、創業、PR手法の強化に関する支援によるきめ細かいサポートを行うことができた。特に創業件数は大幅に増加しており、創業前から操業後までの一貫した支援の効果がみられる。 一方で、個店のDX化を含めた情報発信の必要性等に係る情報提供や支援について検討をしていく必要がある。		
	取組事業	b-① 中小企業支援事業（再掲）	取組評価 継 続	
		b-② 創業支援事業（再掲）	取組評価 継 続	
			b-③ 事業承継支援事業（再掲）	取組評価 継 続
		b-④ 個店の情報発信支援事業 商工会において、個店の公開するホームページ等についての相談を受け、地域の専門家を紹介する等の支援を行った。 個店の情報発信については、SNS等を含めて積極的に情報発信を行う事業者がいる一方、活用できていない事業者もいることから、情報発信の優位性等について周知を図る必要がある。		取組評価 見直し

	b-⑤ I T化支援事業 I T化支援については、主に商工会が個店からの相談に対して、地域の専門家紹介等の支援を行っている。 個店を含めた中小企業等に対するD X化等を含めて商工会等と連携した対応を検討する必要がある。	取組評価	
		継 続	
戦略③ 地元商店街の活性化			
	戦略に対する 評価	チーパス事業や一店逸品の取組により、多様な世代が利用しやすい環境整備や魅力向上に向けた取組を実施してきた。一方で、令和5年度には蔵波台商店会が解散し、市内の商店会は昭和と平川のみとなるなど、経営者の高齢化等による後継者不足による影響が大きくなってきている。 買い物支援については実施状況や販売場所などの周知が不足している状況もあることから、周知に関する取組にシフトすることを検討する。	
	取組事業	c-① 子育て世代に優しい商店街づくり 市役所子育て支援課及び各行政センターにおいて、希望者に対して「チーパス」を配布するとともに、広報物品（チラシ・ポスター）や広報・市HPによる事業周知を実施した。引き続き「チーパス」を周知し、子育て世代に優しい商店街づくりを行う。	取組評価
		c-② 買い物支援事業 大手コンビニエンスストアやネットスーパー、ドラッグストアによるサービスが拡大しており、移動販売に関しては民間の市場が拡大してきている。 一方で、実施状況や販売場所などの周知が不足している状況もあることから、周知に関する取組にシフトすることを検討する。	継 続
			見直し
		c-③ 商店街魅力向上事業 お店めぐりツアーを実施し、一店逸品研究会を通じて個店の魅力発信を行う取組に対して支援が中心となっている。商工会が実施するイベントの開催等に当たっての支援を行い、市内の個店の魅力を発信する。	取組評価
			継 続

【成果指標に対する成果】

商業の目標である「にぎわいと交流のある商業のまち」を実現するため、各指標を設定したところですが、再掲項目の中小企業融資資金貸付件数及び創業件数については、令和6年度時点で目標値を大きく達成しています。一方、商業環境の満足度及び一店逸品運動参加団体数は推移が低調で両項目ともに、策定時と比較して数値が下がっています。

項目（単位）	平成25年度 （策定時点）	目標値	令和6年度
①中小企業融資資金貸付 件数（件/年）＜再掲＞	59	80	105
②商業環境の満足度（％）	37.8	40.0	35.7
③一店逸品運動参加団体 数（店舗）【累積】	20	33	17
④創業件数【累積】	—	65	81

(4) 観光業

戦略① 魅力ある観光資源の発掘			
	戦略に対する評価	ホワイトガウラーメンをはじめとする市の特産品について、イベント出店による試食や販売を行い、市内外に向けて PR することができた。特にガウラーメンについては、令和 7 年 11 月にカップラーメン化を実現した。また、令和 7 年 2 月より市民交流施設がある市役所南庁舎への観光協会の事務室移転に伴い、新たにカウンターでの特産品の販売を行うことができ、来庁者の目に触れる機会ができた。	
	取組事業	a-① 特産品等のPR強化事業	取組評価
		「袖ヶ浦良品開発PROJECT」の開発商品について、販路を拡大するため、各種イベントや商業施設等での試食提供等によるアプローチを行った。また、千葉菓品の 65 周年を記念し、期間限定でホワイトガウラーメンのカップラーメン商品化も実現した。引き続き、集客施設にて周知・PR、各種イベントにおける出店等による販路拡大に向けた営業活動を行う。その他、特産推奨品の新規認定された商品の PR を行う。	継続
		a-② 体験農園支援事業（再掲）	取組評価
			完了
		a-③ 観光・直売型農業推進事業（再掲）	取組評価
	継続		
戦略② 既存の地域資源を活用した観光客の誘致			
	戦略に対する評価	アクアラインイースト観光連盟においては、都心からも近く、交通利便性がよいこと、大型商業施設が多くあることなど、内房総の地理的利点や観光メリットを活かした広域的な情報発信を行った。引き続き、広域的な枠組みによる取組を継続していく必要がある。 観光資源の発掘については、オーバーツーリズム等の問題も出てきていることから、周辺環境に配慮した検討も必要となっている。	
	取組事業	b-① 事業者連携による観光メニューづくり支援事業	取組評価
		観光庁補助金の「地域新発見事業」において、企画内容の精査など支援を行った。 観光庁補助金による民間事業者のコンテンツ造成は、地域課題や消費者ニーズ等の分析にも活用できることから、補助メニューの情報収集に努め、連携事業者の掘り起こしにつなげたい。	見直し

	b-② 近隣市との観光広域連携推進事業 アクアラインイースト観光連盟において、広域連携による広域的かつ効果的な観光プロモーションを行うため、アクアラインマラソン２０２４での出店や、集客施設におけるイベント出店などＰＲを行った。引き続き、広域連携によるイベント出店など、効果的な情報発信を行うとともに、スタンプラリーなどの回遊施策やキャンペーンなどにより、交流人口の増加と誘客を図る。	取組評価
	b-③ 地域回遊促進事業 サイクルツーリズムにおいて、自転車を使ったキャンペーン「スナップガウライド」の実施により地域回遊策を実施するとともに、サイクルラックの設置を行いサイクリストの受入環境の向上を図った。 袖ヶ浦駅と横田駅にレンタサイクル拠点を設置したことで、市内全域における地域回遊の手段の一つとなっている。引き続き、キャンペーン等を実施し新たな拠点となった GAULAB Yokota をはじめ、レンタサイクル貸出増に向けたＰＲを行う。	取組評価 継続
	b-④ 眺望拠点発掘・保全事業 児童及び保護者を対象とした景観まち歩きを実施していたが、ＰＴＡとの協議の結果、子供の安全確保等、保護者の負担が大ききことなどから令和６年度に事業を中止した。景観重要樹木について、適正な管理を誘導し、周辺の雑草やゴミを回収することで、豊かな自然環境の普及を行った。 眺望拠点の保全は都市景観に触れる機会の創出につながることから重要である一方、眺望拠点発掘については、眺望拠点が観光地化することによる弊害等もあるため、本事業について見直しが必要である。	取組評価 見直し
戦略③ 効果的な情報発信による知名度向上		
戦略に対する評価	新たに市役所南庁舎へ移転した観光協会事務室における特産品の販売や観光情報の発信やプロモーションなど、来庁者へ向けて発信することができた。 また、引き続きデジタルサインエージやＨＰ、各種ＳＮＳ、デジタルガイドマップなどを活用し、効果的に観光情報の発信を行うことができた。	
取組事業	c-① 観光情報発信事業 令和７年２月に市民交流施設を有する南庁舎へ観光協会事務局が移転したことに伴い、会員と連携した特産品の販売や、動画の上映など観光プロモーションを行った。また、観光協会ホームページや各種ＳＮＳを活用し、観光特派員「ガウリボ」やデジタル観光ガイドマップを活用し、紙媒体が届かない県外の方に対しても、観光情報の発信により、利用者の利便性の向上が図られた。観光ガイドマップの大幅リニューアルにより、ユーザー目線の観光に特化した視覚性にすぐれたガイドマップとし、観光客に本市の観光に興味を持ってもらう入口としたい。	取組評価 継続

【成果指標に対する成果】

観光業の目標である「人を惹きつける魅力あふれる観光のまち」を実現するため、各指標を設定したところですが、各項目ともに令和6年度時点で目標値に対して概ね目標を達成しています。

項目（単位）	平成25年度 （策定時点）	目標値	令和6年度
①年間観光入込客数 （千人/年）	1, 506	1, 850	1, 820
②観光協会HP アクセス数（件/年）	84, 439	102, 000	111, 341
③体験農園開設件数 （件）＜再掲＞【累積】	17	25	24

(5) 横断的な産業振興施策

戦略	各産業の相乗効果を発揮する横断的な取組 農業・工業・商業・観光業など各産業の連携及び交流の促進		
	戦略に対する評価	「袖ヶ浦良品開発プロジェクト」により開発した3商品の販売やPR、販路拡大に向けた検討を行った。また、事業者間連携により、新たな商品のメニュー化を実現し、イベントなどで販売・PRすることで相乗効果が生まれた。	
	取組事業	a-① 地域資源活用商品開発支援事業 「袖ヶ浦良品開発プロジェクト」により開発された3商品の販売とPRを各種イベントで行った。 引き続き、各種イベントにおいて、特産品や3商品の周知・販促を行い、消費者に対する認知獲得及び価値の向上を目指すとともに、一般消費者向け以外にも、事業用商品など販路拡大に向けた取組を実施する。	取組評価
			継続
		a-② 農商連携推進事業 民間事業者間でのマッチングによる自発的な商品開発も見受けられてきていることから、引き続きビジネスマッチングの機会創出を目指す。	取組評価
			継続
	シティーセールスの推進		
	戦略に対する評価	人が多く、情報発信力、拡散性がある集客施設を活用し、地域資源のPRや本市の魅力を発信することができた。また、合わせて、イベント来場者へ向けSNSのフォローキャンペーンを実施し効果的に本市の観光情報の発信を行うことができた。	
	取組事業	b-① 袖ヶ浦市産業の魅力発信事業 高速バスを利用した貨客混載事業は令和2年度より実施されていないが、羽田産直館、また商工会が主催する対岸交流事業を活用し都心部へ出向いて、地域資源及びこれらを活用し開発した商品の認知獲得や本市の観光情報を発信している。 引き続き、市外、県外の方への効果的なイベント等の出店を行い、地域資源及びこれらを活用し開発した商品の認知獲得や本市の観光情報を発信する。	取組評価
			見直し
		b-② 観光情報発信事業（再掲）	取組評価 継続
		b-③ 食によるまちの活性化事業（再掲）	取組評価 継続

交通アクセス性の高さの活用による農業振興		
戦略に対する評価	人口が密集する都内や横浜などの対岸地域と、短時間で往来可能な本市は立地的にも利点が多く、その利点を活用し本市産業の相乗効果の発揮に貢献することが見込まれるが、貨客混載事業など一部事業の見直しが必要である。集客施設におけるイベント出店により、商品の認知獲得や、観光情報の効果的な発信を行うことができた。	
取組事業	c-① 貨客混載を活用した販売促進事業	取組評価
	人口が密集する都内や横浜などの対岸地域と、短時間で往来可能な本市は立地にも利点が多くその利点を活用し、本市産業の相乗効果を発揮に、貢献することが見込まれるが、貨客混載事業など一部事業については見直しが必要である。	見直し
	c-② 事業者連携による観光メニューづくり支援事業（再掲）	取組評価
		見直し
	c-③ 雇用促進・就労支援事業（再掲）	取組評価
		継続
	c-④ 外国人労働者の活用支援事業	取組評価
	工場連絡会等を通じて外国人労働者の活用に関する情報提供などを行ってきたが、現在、市内においては需要が低い状況である。必要に応じて引き続きの情報提供の機会を設けるなど対応をしていく。	継続

【成果指標に対する成果】

横断的な産業振興施策について、各指標を設定したところですが、異業種連携による新たな商品造成件数は令和6年度時点で目標値を達成しており、異業種間での連携が進んでいることが伺える数値となっています。

項目（単位）	平成25年度 （策定時点）	目標値	令和6年度
①異業種連携による新たな商品造成件数（件）	14	20	22
②商業環境の満足度（％） ＜再掲＞	37.6	33.6	35.7

3 産業振興アクションプランの将来像・施策の体系

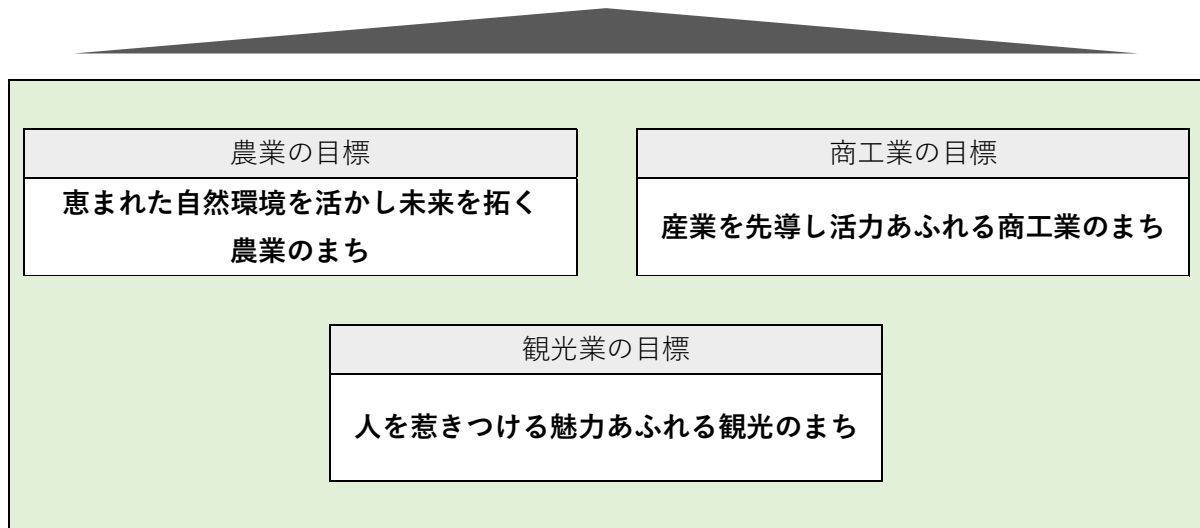
(1) 本市産業の将来像

アクションプランの各取組の推進により、事業者、関係団体、行政が相互に協力・連携して目指す、本市産業の将来像を次のように定めるとともに、将来像実現のため産業別の目標を定めます。

◆将来像

産業が調和したにぎわいと活力のあるまち袖ヶ浦

本市の有する資源を活用し、農業、商工業、観光業の一体的な連携のもと、産業構造のバランスを保ちながら地域経済の活性化を推進し、にぎわいと活力のあるまちを目指します。



(2) アクションプランの施策体系

アクションプランは、本市産業の将来像である「産業が調和したにぎわいと活力あるまち袖ヶ浦」の実現を目指すとともに、袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）において示されている施策の方向性を実現するための目標と施策を分野別に設定し取組を推進します。

袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）		袖ヶ浦市産業振興アクションプラン		
分野	施策の方向性	目標	施策	取組
Ⅰ 農業	(1) 農業経営体制の強化	恵まれた自然環境を活かし 未来を拓く農業のまち	a 農業経営安定化の支援	アクションプラン
			b 生産性の向上に向けた支援	
			c 農業振興地域整備計画の見直し	
	(2) 農地環境対策の推進		a 農地環境保全に向けた支援	
			b 地域との協働による農作物被害の軽減	
	(3) 高付加価値農業の推進		a 付加価値の高い農畜産物の生産支援	
			a グリーンツーリズムの推進	
	(4) 農業とふれあう機会の拡大		b 地産地消の取組推進	
Ⅱ 商工業	(1) 活力ある商業の推進	産業を先導し活力あふれる商工業のまち	a 駅前周辺の魅力向上とにぎわい創出	アクションプラン
			b 商店会持続化への取組支援	
			c 地域資源を活かしたブランド化	
	(2) 力強い工業の推進		a 企業ニーズに基づく側面的支援の継続	
			b 脱炭素化促進と成長市場への進出支援	
			c 企業人材の確保	
	(3) 中小企業の支援		a 経営安定化・創業の支援	
			b 事業承継・事業継続の支援	
			c D X化の支援	
	(4) 雇用の促進と人材確保		a 市内事業者の人材確保の支援	
Ⅲ 観光業	(1) 観光振興に向けた体制づくり	人を惹きつける魅力あふれる観光のまち	a 袖ヶ浦市観光協会活動支援	アクションプラン
			a 広域連携の強化	
	(2) 観光地としての魅力づくり		b 市内の観光スポットや店舗を巡る取組	
			a デジタル媒体や集客施設での観光PR	
	(3) 観光情報の発信・充実			

産業が調和したにぎわいと活力のあるまち袖ヶ浦

(3) 取組の方向性

本アクションプランにおける各事業について、取組区分を以下の3つに分類し取組を推進していきます。

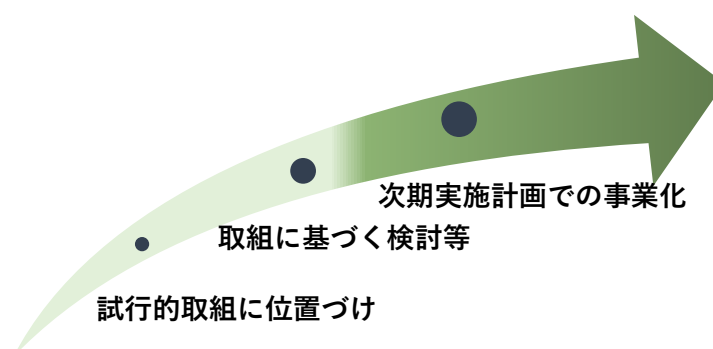
ア 実施計画事業（実施計画）

実施計画事業は、袖ヶ浦市総合計画（後期基本計画）に定める施策を実現するために必要な事業で、第3期実施計画に位置付けられた取組。

イ 試行的取組

将来を見据えた取組として、社会情勢の急速な変化や新たな課題に対し、調査・研究を行い将来的な実施計画事業への移行を見据え、手法の検討や事業効果の検証を行う取組、又は現時点では財政負担を伴わず、事業者・関係団体等との連携により実施できる取組。

《図5》試行的取組のイメージ



ウ 事業改善

既に実施している事業において、手法の変更や軽微な見直し、工夫による改善を行い更なる推進を図る取組。

(4) 事業数及び取組件数

本アクションプランにおける事業数は28事業で、各分野別における事業及び取組数は次のとおりです。

【分野別の事業数及び取組数】

分野	事業数(事業)	取組数 (件)	取組区分別件数 (件)		
			実施計画	試行的取組	事業改善
農業	8	27	25	2	0
商工業	15	40	24	8	8
観光業	5	13	9	2	2
全体	28	80	58	12	10

4 産業別のアクションプラン

総合計画（後期基本計画）における分野別の「施策の方向性」に基づき、本アクションプランに袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画における事務事業を位置付け戦略的に産業振興を推進するとともに、併せて試行的取組を位置づけ、取組の推進にあたっては必要に応じて組織・分野横断的に事業展開を図ります。

< 農業 >

目標：恵まれた自然環境を活かし未来を拓く農業のまち

（１）農業経営体制の強化

「地域計画」の策定推進や農地中間管理事業の活用を通じ、担い手への農地集積・集約化を加速させます。また、認定農業者への経営支援やスマート農業技術の導入促進により生産性の向上を図るとともに、農業振興地域整備計画の改定に向けた基礎調査等を実施し、本市農業の持続的な発展に向けた基盤づくりと優良農地の確保・保全を集中的に進めます。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

- ▷本市の令和5年（2023年）の農業産出額は、80.9億円（県内16位）で、恵まれた自然環境と大消費地に近いという立地特性を活かし、野菜（20.0億円）、米（10.2億円）、鶏卵（20.0億円）、肉用牛（10.0億円）、生乳（12.0億円）など均衡のとれた農業が営まれています。
- ▷都市化の進展に伴う経営規模の零細化、農業労働力の他産業への流出、農業従事者の高齢化等による担い手不足、肥料飼料の物価高騰など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、令和2年（2020年）の農家数は946戸（平成27年の1,238戸から23.6%減）と大きく減少しています。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

- ▷認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した事業農業者の大規模化・法人化、集落営農の取組を支援することで、安定した農業経営を目指します。
- ▷スマート農業に取り組む農家の支援や、地域計画の策定、土地改良事業の推進を通じて、農地の担い手への集積と生産性の向上を図ります。
- ▷農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

施策－a 農業経営安定化の支援

持続可能な農業経営を推進するため、安定した経営及び長期営農が行えるよう支援を行います。

施策－b 生産性の向上に向けた支援

農地中間管理事業を活用し、生産意欲の高い担い手への農地の集積を進めるとともに、先端技術の導入などスマート化への支援により生産性の向上を図ります。

施策－c 農業振興地域整備計画の見直し

農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		担い手育成・支援対策事業			
事業内容		農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「地域計画」の策定を推進し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手の確保及び育成を図るとともに、農業者の意向なども確認しながら、スマート農業に関する情報提供などの支援を行います。また、本市農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、基礎調査を行ったうえで、現況の本市における上位計画その他の計画、地域における各種協定等と整合性を図り、本市農業振興地域整備計画を改定します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	認定農業者の認定・更新			庁内・官民連携
a	実施計画	地域計画策定推進			庁内・官民連携
b	実施計画	農地中間管理事業など農地利用集積の推進			庁内・官民連携
b	実施計画	耕作放棄地対策			庁内・官民連携
実施主体		農業者、市、県、農業委員会、農協			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
c	実施計画	農業振興地域整備計画改定			
実施主体		市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	試行的取組	民間企業のノウハウを活用した耕作放棄地再生の検討			官民連携
実施主体		市、県、農業委員会、農協、農業者、事業者			

事業名		農業後継者育成対策事業			
事業内容		新規就農者が早期に安定した経営及び長期営農が行えるよう、県や農協など農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	新規就農者育成事業補助の実施			庁内・官民連携
a	実施計画	新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のＰＲと活用			庁内・官民連携
実施主体		農業者、市、県、農業委員会、農協			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	農業関係機関との情報共有や就農相談			庁内・官民連携
実施主体		市、県、農業委員会、農協、農業者			

事業名		県営経営体育成基盤整備事業			
事業内容		農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備、頭首工の改修を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a・b	実施計画	大鳥居地区・武田川下流地区			官民連携
実施主体		土地改良区、県、農業者、市			

事業名		土地改良推進事業			
事業内容		農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ＩＣＴ化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等の推進を支援します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a・b	実施計画	野里大和田地区			官民連携
実施主体		土地改良区、県、農業者、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①認定農業者数（人（経営体数））【累積】	1 1 8	1 2 6
②地域計画策定件数（件）【累積】	4	8
③新規就農者数（人）【累積】	3 9	5 1
④育成セミナー・農業大学校 受講者数（人）	5	5

（２）農地環境対策の推進

多面的機能支払交付金を活用し、地域共同で行う水路や農道の維持管理、景観形成活動を支援することで、農村環境の保全を図ります。また、有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置補助やＩＣＴ技術の活用検討に加え、地域ぐるみの捕獲体制強化やジビエ利活用の研究を進め、農業被害の軽減と営農意欲の維持に向けた環境整備に取り組みます。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷農地の環境を守ることは、有害鳥獣の生息域の拡大を防ぎ、美しい景観を維持するために欠かせません。しかし、農業従事者の担い手不足のため、草刈り等の環境保全活動に支障をきたしており、耕作放棄地の拡大が課題となっています。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
▷有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ＩＣＴの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

施策－a 農地保全に向けた支援

地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域制限の適切な保全管理を推進します。

施策－b 地域との協働による農作物被害の軽減

有害鳥獣に関する講習会の実施を通じて地域ぐるみで駆除に取り組む組織の設立と育成を支援し、人材の育成にもつなげていきます。また、防護柵設置に関する補助により設置を促進するとともに、ＩＣＴを活用した農作物被害の防止及び抑制を検討していきます。さらに、民間企業との協働によるジビエ利用についての研究をしていきます。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		有害鳥獣駆除事業			
事業内容		国県の補助事業を活用し、農地への侵入防止柵を設置し、農作物被害の防止及び抑制を図るほか、イノシシ・アライグマ等の有害鳥獣駆除のため、地域ぐるみの有害鳥獣対策を行う組織の立上げ及び活動が継続できるように支援を行い、防除・駆除の両面から事業を実施します。 また、生活被害・農業被害問わず鳥獣被害の組織横断的な体制強化を検討します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	有害鳥獣の駆除実施			官民連携
実施主体		猟友会、農協、市民、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検・管理等の実施			
a	実施計画	防護柵設置に関する補助の実施			
b	実施計画	有害鳥獣に関する講習会の実施			
b	実施計画	ＩＣＴ機器の活用の研究			
実施主体		農業者、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	試行的取組	民間企業との協働によるジビエ活用の研究			官民連携
実施主体		事業者、市			

事業名		多面的機能支払交付金事業			
事業内容		農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等）の維持・発揮を図るため地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a	実施計画	多面的機能支払交付金活動の実施			
a	実施計画	活動支援金の交付			
実施主体		農業者、市、県			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①イノシシの捕獲頭数（頭）	4 3 3	4 5 0
②アライグマの捕獲頭数（頭）	3 8 9	4 0 0
③地域対策組織数（件）【累積】	8	1 1

（３）高付加価値農業の推進

環境保全型農業を推進し、消費者の安全・安心志向に対応した高付加価値化を図ります。また、商工観光分野と連携したイベント出店やＰＲ活動を通じて、市内産農畜産物のブランド力向上と認知度拡大を目指し、生産者の収益力強化と販路開拓を支援します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷消費者の食に対する安全・安心のニーズに対応した農畜産物の生産や、スマート農業の推進、高付加価値化の推進などを支援することで、農家の収益力を向上させ、安定的に稼げる農業につなげていく必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷付加価値の高い農畜産物の生産を支援するとともに、積極的なＰＲの実施や異業種との連携を検討することで、高付加価値化と販路拡大を図ります。

施策－a 付加価値の高い農畜産物の生産支援

エコ栽培により生産された環境保全型農業への取組など、付加価値の高い農畜産物を積極的にＰＲすることで、需要の拡大を図るとともに、ブランド化を推進します。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		農畜産物の魅力向上事業			
事業内容		農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、商業者等と連携しながら、市内産の農畜産物の魅力を発信することで販路の拡大を図ります。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	イベント等におけるＰＲ活動			
実施主体		市、農協			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	関係機関と連携した生産者への技術研修・試験栽培等を実施			官民連携
実施主体		市、県、農協、農業者			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①「ちばエコ農産物」の認証数（件）【累積】	2 0	2 3

（４）農業とふれあう機会の拡大

農畜産物直売所を拠点とした地産地消の推進や食育活動に加え、観光協会等と連携した収穫体験イベントの充実を図り、交流人口の拡大を目指します。また、ひらおかの里農村公園等の田園空間施設を適切に維持管理し、市民が農業や自然に親しむ場を提供することで、都市農村交流の活性化と本市農業への理解を深めます。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷収穫体験など農業と触れ合う機会の充実や、生産者と消費者の交流を促進することにより、農業に対する市民の理解や関心を深め、市外から人を呼び込むとともに、地産地消を推進していく必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷市民が農業に親しみ、市街から人を呼び込めるよう、栽培体験や収穫体験などの機会の充実を図ります。また、農畜産物直売所では、地元産の食材を積極的に活用する地産地消の取組を進めます。

施策－a グリーンツーリズムの推進

収穫体験型の農場を提供する農家を通じて、市民等への農業体験機会の拡大を図るほか、生産者と消費者の交流を促進します。

施策－b 地産地消の取組推進

農畜産物直売所やひらおかの里農村公園を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業体験の場を提供するひらおかの里農村公園等田園空間施設の維持管理を行い、更なる活用を図ります。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		観光・直売型農業推進費			
事業内容		生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を推進します。また、市民が農業に親しみ市外から人が呼び込めるよう、収穫体験などの機会の充実を図ります。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	収穫体験機会の拡大			官民連携
実施主体		観光協会、農協、市、市民			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	実施計画	地元農産物の販売拡大			庁内・官民連携
a	実施計画	観光施設と集客拡大の連携			庁内・官民連携
実施主体		市、農協、商工会、観光協会			

事業名		田園空間施設維持管理事業			
事業内容		農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験を通じて食育について学ぶ場を提供する農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	田んぼの学校（公募家族・小学生）			産学連携
a	実施計画	収穫体験（幼稚園・保育園・保育所）			産学連携
実施主体		市、市民、関係団体			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	各種イベント			官民連携
実施主体		市、農協、商工会、観光協会、市民			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①ゆりの里売上額（百万円）	6 3 5.3	6 3 6.8
②ゆりの里レジ通過者（千人）	3 0 5.6	3 0 7.1
③ゆりの里売上額のうち市内 出荷者の売上割合（％）	5 4.4	5 4.7
④ひらおかの里農村公園 来園者数（人）	1 1, 1 4 2	1 1, 4 0 0

<商工業>

目標：産業を先導し活力あふれる商工業のまち

(1) 活力のある商業の推進

袖ヶ浦駅・長浦駅周辺等でのイベント開催支援やSNSを活用した情報発信により、地域のにぎわいを創出します。また、商店街街路灯の維持管理費補助や「一店逸品」事業等の商工会活動への支援を通じて、個店の魅力向上と経営基盤の強化を図るとともに、特産推奨品の認定・販促により地域資源を活かした市内商業の魅力向上を推進します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

- ▷本市の商業は、千葉商圏と木更津商圏に挟まれていることに加え、インターネットショッピングの普及により、独自の商圏を確立しづらい状況にあります。一方で、袖ヶ浦駅や長浦駅周辺には、飲食店やサービス業の個店が立地し、袖ヶ浦駅北口側には新たにショッピングモールが立地するなど、地域のにぎわいを創出しています。
- ▷地元商業者においては、高齢化や後継者不足等の影響により、商店会活動が減少傾向にあることから、個店の魅力向上と地元商店街の活性化が重要になっています。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

- ▷商店街の環境整備やイベント開催を支援し、個店と商店街の魅力向上を図るとともに、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

施策－a 駅前周辺の魅力向上とにぎわい創出

袖ヶ浦駅や長浦駅周辺地域など、市内外から集客力が見込めるエリアにおいて、商工会や観光協会などによるイベント開催を支援し、まちのにぎわいを創出し、交流人口の増加を図ります。

施策－b 商店会持続化への取組支援

商店会が管理する共同施設（街路灯）の維持管理費及び、商店会が行う市民交流の機会を確保するために実施する事業に対し支援を行うことにより、魅力向上を図るとともに、持続可能な商店会づくりを進めます。

施策－c 地域資源を活かしたブランド化

袖ヶ浦市ならではの新たな特産品づくりを行う民間企業等に対して支援を行います。
また、市内産の農畜産物をメニューに活用している事業者への支援を通じて、市内飲食店への回遊促進を図ります。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		商店街魅力向上事業			
事業内容		商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図るとともに、持続可能な商店会づくりを進めます。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a・b	実施計画	商店街共同施設整備補助金の交付			
c	実施計画	商工会活動の支援			官民連携
a・b	実施計画	商工会が行う市民交流イベントへの支援			官民連携
c	実施計画	SNS等を活用したイベントの周知			
実施主体		商工会、市、事業者			

事業名		個店の魅力向上			
事業内容		個店のリブランディングやデータ活用に向けた支援を検討し、新たな客層の獲得や販路拡大等につなげます。また、子育て世代向けの取組としてチーパス事業に代わる取組について検討する。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a・b	試行的取組	個店のリブランディング策の調査・研究			官民連携
a・b	試行的取組	データ活用策の調査・研究			
a	事業改善	子育て世代に優しい取組の検討			
実施主体		市、商工会、事業者			
事業内容		特産推奨品の販促により、本市魅力の発信を行うとともに、産業界間の連携の活性化を図り販路拡大について検討をします。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
c	事業改善	特産推奨品の販促・認定			官民連携
実施主体		商工会、観光協会、事業者、市			
事業内容		「良品開発プロジェクト」により開発された商品の販促により、本市魅力の発信を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
c	事業改善	良品開発プロジェクト商品の販促			官民連携
実施主体		市、観光協会、事業者			

事業名		小規模事業者向けの SNS 活用			
事業内容		個店の集客力向上等を目的に、SNS を活用した情報発信に関する情報提供等を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
c	試行的取組	商工会と連携した情報提供の検討			官民連携
実施主体		商工会、市、事業者			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①商店会加盟店舗数（店）	7 4	7 8
②一店逸品事業集客数（人） ※商工会主催事業	2 9	4 0
③一店逸品事業参加事業者数（事業者数） ※商工会主催事業	1 3	1 7

(2) 力強い工業の推進

企業振興条例等に基づく奨励金制度の運用や、カーボンニュートラル対応への支援を通じ、立地企業の設備投資と競争力強化を促進します。また、新たな産業用地のマッチング支援や、近隣自治体・県と連携した操業環境の整備要望を行うとともに、地元学生への産業教育や合同就職説明会の開催により、人材確保を支援します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷本市の臨海部には石油化学コンビナートを中心とする製造業が立地し、雇用や税収に貢献しています。内陸部においても、袖ヶ浦椎の森工業団地が整備され、企業進出が進んでいます。しかし、国際競争の激化や国内需要の低迷、施設の老朽化を背景に、事業の再編・集約が進んでいます。さらに、カーボンニュートラルへの取組が求められており、環境対策の強化や成長分野への投資促進に加え、工場用地の有効活用についても促進する必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷事業所の新規立地や大規模設備投資を推進するとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や成長分野への投資促進に加え、工場用地の有効活用についても促進します。
▷立地企業の競争力強化のため、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

施策－a 企業ニーズに基づく側面的支援の継続

企業のニーズを十分に踏まえ、近隣市や県と連携した要望活動を行い規制緩和等による望ましい立地環境を整備するなど側面的な支援を継続的にを行います。

施策－b 脱炭素化促進と成長市場への進出支援

国内外では、カーボンニュートラルへの要請が高まっており、各企業においては、設備等の老朽化に伴う設備投資に際して、これを成長・発展と捉え新たな技術革新への取組が進められていることから、そうした取組への支援を行います。

また、新エネルギーや先端素材関連分野などの成長産業を中心に、企業の誘致活動を展開します。

施策－c 企業人材の確保

将来を見据え、中高生などの若い世代を対象として将来的な企業人材の確保に向けた取組を展開するとともに、市民等に向けた立地企業の周知を行い交流を図ります。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		企業等振興支援事業			
事業内容		企業経営の安定化と事業の高度化、また、産業の振興を図るとともに、市内企業や関係団体を通じた意見交換により、ニーズや課題を把握するなど、市内企業とのネットワークの強化に努めます。 また、企業の新規立地及びカーボンニュートラルへの対応を含めた設備投資の促進を図るとともに、地元雇用の促進を図ります。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	県・近隣自治体と連携した側面的支援			自治体間連携
実施主体		市、国、県、関係団体			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	企業振興条例・椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用			
a	実施計画	企業振興条例改正準備			
実施主体		事業者、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	企業訪問・面談			
b	実施計画	カーボンニュートラルへの取組の支援			
b	実施計画	工場敷地外緑地制度の運用			
a	実施計画	工場連絡会の運営支援			
実施主体		市、事業者			

事業名		企業誘致の促進			
事業内容		市内では、新たな企業立地用の産業用地が不足していることから、産業用地のマッチングと立地環境の整備を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a	事業改善	産業用地のマッチングの推進と環境整備			庁内連携
実施主体		市、関係団体			

事業名		企業人材の確保			
事業内容		市内の小中高生向けに市内立地企業による産業教育を実施することにより、市内企業への理解を深めてもらうことで、将来的な人材確保につなげます。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
c	試行的取組	小中高生向けの市内立地企業による産業教育の振興			産学連携
実施主体		事業者、関係団体、市			
事業内容		市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会等を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
c	実施計画	高校生対象の合同会社説明会等の開催			官民連携
c	実施計画	一般向け合同会社説明会の開催			官民連携
実施主体		事業者、関係団体、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①企業振興条例指定件数（件）	8	8
②椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励金交付累積件数（件）	1 0	1 1
③企業振興条例指定件数の内、成長分野・カーボンニュートラル促進区分の指定件数（件）	2	2

（３）中小企業の支援

融資制度及び利子補給による資金繰り支援を継続し、経営の安定化を図ります。また、商工会等と連携し、創業希望者への伴走型支援や、事業承継・BCP策定・DX推進に関するセミナー開催・専門家派遣等を実施することで、経営環境の変化に対応できる中小企業の体質強化と持続的な成長を後押しします。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

- ▷中小企業は、原材料価格や人件費の高騰、人材不足、経営者の高齢化、後継者不足など、厳しい経営環境に直面しており、今後もニーズに応じたきめ細かい支援が求められます。併せて、立地企業の競争力強化のため、県や近隣市と連携し、規制緩和等を継続的に働きかけていく必要があります。
- ▷市内における創業支援について、引き続き、商工会や金融機関等と連携しながら、創業前から創業後までを一貫して支援していく必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

- ▷中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援を行うとともに、企業説明会等を通じて人材確保面を支援します。
- ▷商工会と連携し経営に関する相談体制を充実させ、事業承継、事業継続、DX及び創業についての支援を行います。

施策－a 経営安定化・創業の支援

中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援を行うとともに、創業者を含め多様な課題に適切に対処するため、経営に関する相談体制を充実し、ニーズに応じたきめ細かな対応を行います。

施策－b 事業承継・事業継続の支援

中小企業経営者の高齢化が進む後継者問題に悩む事業者等に対し、事業承継に関する情報提供やマッチングを支援します。

施策－c DX化の支援

中小企業がデジタル技術を導入できるよう、関係機関と連携しセミナーの開催や専門家派遣等を行います。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		中小企業支援事業			
事業内容		人材や資金面など経営資源が弱い中小企業について、融資や利子補給制度により、資金の支援を行うとともに、経営相談等に対応する相談体制を充実し、きめ細かな支援を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	融資・利子補給制度の運用			
b・c	実施計画	事業承継・事業継続及びＤＸに関するセミナーの開催			官民連携
実施主体		市、商工会、関係団体			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	企業訪問・面談			
実施主体		事業者、商工会、市			

事業名		創業支援事業			
事業内容		創業支援等事業計画に基づき、商工会や金融機関等と連携し創業に係るサポートを行います。併せて、地域課題解決型の創業など社会ニーズに沿った創業支援について検討します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	事業改善	創業支援等事業計画に基づく支援の実施			
a	実施計画	創業者に対する新たな取組の検討			
実施主体		事業者、商工会、市			

事業名		事業継続支援事業			
事業内容		自然災害時のリスク管理に関するセミナー等の開催やＢＣＰの策定に関する情報提供を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	試行的取組	セミナー開催支援			
b	試行的取組	ＢＣＰ策定支援			官民連携
実施主体		事業者、商工会、市			

事業名		副業・兼業マッチング支援			
事業内容		専門スキルを持つ人材と、中小企業の人材不足やノウハウ不足を解消するマッチングについて検討します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	試行的取組	事例の調査研究			
				プラットフォーム等の構築検討	
実施主体		市、商工会			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和１０年度）
①創業件数（件）	２５	３０
②中小企業融資資金の設備資金貸付件数（件）	１４	１６
③事業承継、事業継続及びＤＸに関するセミナーの開催（回）	０	２

（４）雇用の促進と人材確保

市内企業と求職者のマッチング機会を創出するため、高校生や一般向けの合同企業説明会を開催します。また、若年層の市内定住と就労を促進するための助成制度の運用や、外国人材の活用に関心のある事業者への情報提供など、多様なアプローチにより市内事業者の人材確保と雇用の安定化を支援します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少などにより、市内の企業や事業所においても人材確保が難しくなっていることから、企業説明会等の開催や、若者の定住促進も視野に入れた企業とのマッチング支援を検討する必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷市内事業者の雇用機会と人材を確保するため、企業説明会等を開催するとともに、若者の定住促進も視野に入れたマッチング支援を行います。
▷外国人労働力の活用を検討する事業者に対し、外国人雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。

施策－a 市内事業者の人材確保の支援

市内事業者の雇用機会及び、市民の就業機会を確保するため、合同就職説明会等の開催により市内企業と就業希望者とのマッチングを図るとともに、市内に定住する若者を増やすため、人材確保に向けた助成を行います。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		雇用促進事業			
事業内容		市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、人手不足への対策として、外国人労働力の活用を検討していくため、市内企業に対し外国人労働者の受入れ意向を確認するとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	高校生対象の合同会社説明会等の開催（再掲）			官民連携
a	実施計画	一般向け合同会社説明会の開催（再掲）			官民連携
a	実施計画	外国人の雇用に関する情報提供			
a	事業改善	事業者が実施する企業説明会等の開催支援			官民連携
実施主体		事業者、関係団体、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	若い世代の人材確保に向けた助成			
実施主体		事業者、市			

事業名		企業人材の確保			
事業内容		市内の小中高生向けに市内立地企業による産業教育を実施することにより、市内企業への理解を深めてもらうことで、将来的な人材確保につなげます。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	試行的取組	小中高生向けの市内立地企業による産業教育の振興（再掲）			官民連携
実施主体		事業者、関係団体、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和１０年度）
①就労マッチングへの参加人数（人）	２１０	２１０

（５）就業機会の拡大

ハローワークやジョブカフェちば等の関係機関と連携し、若者から中高年まで幅広い世代を対象とした就労支援セミナーや相談会を開催します。多様な働き方のニーズに対応したきめ細かな支援を行うことで、市民一人ひとりの希望に応じた就業の実現と、就労意欲の向上を図ります。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷就労支援においては、就業者が安心して働き続けることができる労働環境づくりを継続し、多様な働き方ができる環境を整える必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、年齢・性別に関わらず、希望する形で就労を実現できるよう支援します。

施策－a 関係機関と連携した就労促進

ライフステージに左右されず、市民一人ひとりが希望する働き方を実現できるよう、関係機関と連携したセミナーの開催や職業訓練などにより、市民の就労機会の創出を目指します。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		就労支援事業			
事業内容		ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	関係機関と連携した若者向け・女性向け・中高年向け就労支援セミナーの開催			
a	実施計画	ニート・引きこもり等の就労的自立相談支援機関の周知			
a	実施計画	ハローワーク求人情報の提供			
実施主体		関係団体、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和６年度）	目標値 （令和１０年度）
①就労支援セミナー・相談会参加者数（人）	8	12

（６）就労環境の充実

ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業取得促進に向けた啓発を行い、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。また、多様な働き方に関する情報提供を行うことで、市内事業所における労働環境の改善と、人材が定着する魅力ある雇用環境の整備を促します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、多様な人材の社会進出を促すため、今後も様々な人材の雇用・就労ニーズのマッチングに取り組む必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷関係機関と連携し、労働時間の短縮や育児休暇取得の促進など、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現や労働環境の改善や働き方の多様化に向けた啓発活動を推進します。

施策－a 関係機関と連携した就労環境改善

仕事と私生活を両立できる豊かな就労環境を整備するため、労働時間の短縮や育児・介護休業の取得促進に関する啓発活動を行い市民にとって働きやすく、魅力的なまちを目指します。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		仕事と家庭の両立に関する意識啓発			
事業内容		経営者や管理職を対象に、男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの重要性について意識啓発を行い、社内風土の醸成を促します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	事業改善	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発・情報提供			
実施主体		事業者、関係団体、市			

事業名		多様な働き方の支援			
事業内容		テレワークや時差出勤、副業・兼業など多様な働き方に関する情報提供を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	事業改善	多様な働き方に関する情報提供			
実施主体		事業者、関係団体、市			

<観光業>

目標：人を惹きつける魅力あふれる観光のまち

（１）観光振興に向けた体制づくり

（一社）袖ヶ浦市観光協会に対し、補助金の交付や専門家による経営助言を行うことで、組織基盤の強化と自立的な運営を支援します。観光協会が主体となって地域資源を活用した事業展開や戦略的なプロモーションを行える体制を構築し、官民協働による持続可能な観光振興を推進します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

- ▷本市には、高い知名度と集客力を持つレジャー施設をはじめ、内陸部には、田園や里山の美しい景観、地元農産物の直売所や観光農園など、多様な観光資源があります。
- ▷近年では、東京湾アクアラインや館山自動車道を活用した都心からの優れたアクセス性と、近隣市における大型商業施設の立地により、対岸から訪れる観光客は年々増加しています。令和6年（2024年）の観光入込客数はコロナ禍以前の161万人（令和元年（2019年））を超え、182万人に達しました。
- ▷観光振興の推進には、地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的とする（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動をより活性化していくことが重要です。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

- ▷地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的とした事業展開を行う（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。

施策－a （一社）袖ヶ浦市観光協会活動支援

（一社）袖ヶ浦市観光協会に対し、経営に対する助言や運営支援を行い、観光事業の健全な振興を図ります。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		(一社) 袖ヶ浦市観光協会活動支援事業			
事業内容		袖ヶ浦市及び周辺地域の地域資源を活用し、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ることにより、地域経済の活性化、地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する(一社) 袖ヶ浦市観光協会の運営を支援します。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a	実施計画	観光協会への補助金交付			
実施主体		観光協会、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a	実施計画	観光協会運営の支援			
実施主体		観光協会、市、事業者			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
a	実施計画	観光協会事業活動の周知			
a	試行的取組	安定的な協会組織運営への課題整理、検討 専門家からの「助言、指導 助言、指導を反映した取組の検討			官民連携
実施主体		観光協会、市、アドバイザー			

【成果指標】

項目 (単位)	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 1 0 年度)
①観光協会会員数 (人)	1 6 7	1 7 0
②ホームページ及びSNS アクセス数 (件)	3 4 2, 6 7 2	3 5 7, 0 0 0
③年間観光入込客数 (万人)	1 8 2.0	1 9 3.0

(2) 観光地としての魅力づくり

アクアラインイースト観光連盟を通じた近隣市との広域連携を強化し、広域的な誘客と周遊を促進します。また、新たな観光資源の発掘や周遊コースの造成、地域団体と連携したイベントの実施により、市内回遊性を高めるコンテンツを充実させ、観光消費の拡大と地域経済への波及を目指します。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

- ▷観光客の増加を地元での消費につなげるためには、観光客の市内回遊性を高める必要があります。そのため本市だけでなく、近隣市を含め観光に関連する幅広い主体が連携し、回遊ルートの創出に取り組む必要があります。
- ▷観光地としての魅力を向上させるため、本市のブランド力向上につながる新たな地域資源の発掘や、地域資源を活かした特産品の開発、観光メニューの拡大に取り組む事業者を支援していく必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

- ▷近隣市との広域的な連携を通じて、広域的な回遊性を高める取組を推進します。
- ▷新たな地域資源の発掘や、地域資源を活用した観光メニューの開発支援等を行います。

施策－a 広域連携の強化

アクアラインイースト観光連盟に所属する官民の会員と連携し、幅広いジャンルの観光資源の情報発信を行い、アクアラインイースト圏域における観光客の誘客を図ります。

施策－b 市内の観光スポットや店舗を巡る取組

本市に来訪する観光客等の回遊を促進し、観光による消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげます。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		観光・直売型農業推進費			
事業内容		生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を推進します。また、市民が農業に親しみ市外から人が呼び込めるよう、収穫体験などの機会の充実を図ります。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	実施計画	収穫体験機会の拡大（再掲）			官民連携
実施主体		観光協会、農協、市、市民			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
b	実施計画	地元農産物の販売拡大（再掲）			庁内・官民連携
b	実施計画	観光施設と集客拡大の連携（再掲）			庁内・官民連携
実施主体		市、農協、商工会、観光協会			

事業名		近隣市との観光広域連携推進事業			
事業内容		地域回遊性を高めるため、本市と近隣市の地域資源とをつなぐ広域な取組を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	実施計画	広域的な地域回遊性を高める取組の検討・支援			自治体間・官民連携
実施主体		観光協会、アクアラインイースト観光連盟、市			

事業名		地域回遊促進事業			
事業内容		新たな地域資源を発掘し、観光客の市内回遊性を促進する取組を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
b	実施計画	季節に応じたイベント開催の支援			官民連携
b	事業改善	新たな市内周遊コースの企画検討 新たな周遊コースの造成			
実施主体		観光協会、市			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	
b	実施計画	農業・工業・地域団体との協働事業の検討			官民連携
実施主体		観光協会、関係団体、商工会、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
① 広域的な地域回遊促進イベントの実施回数（回）	0	1
② 地域回遊促進イベント・企画の実施回数（回）	2	4

（３）観光情報の発信・充実

（一社）袖ヶ浦市観光協会と連携し、ホームページやＳＮＳ等のデジタル媒体を活用した情報発信を強化するとともに、集客施設でのイベント出店を通じて本市の魅力を広くＰＲします。また、観光客データの収集・分析に基づく効果的なプロモーションを展開し、知名度向上と交流人口増加を図ります。

【総合計画（後期基本計画）における「現状と課題」】

▷首都圏を中心とする国内観光客や、訪日外国人観光客の誘致に向け、より戦略的・効果的なＰＲ手法を検討し、実施していく必要があります。

【総合計画（後期基本計画）における「施策の方向性」】

▷さまざまな媒体を活用し、戦略的・効果的に本市の魅力を国内外へ発信します。

施策－a デジタル媒体や集客施設での観光ＰＲ

観光協会を事業主体として本市の魅力を、ホームページやＳＮＳを活用し情報発信するとともに、都内等で行われるイベントなどに積極的に出展し、市内外に対し観光情報をはじめとした袖ヶ浦市の魅力を発信します。

【アクションプラン】 ※実施主体とは：当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

事業名		情報発信事業			
事業内容		デジタル媒体やイベント出店等の様々な手法により、戦略的な観光情報の発信を行います。			
対応施策	取組区分	事業概要			組織・分野横断的取組
		令和８年度	令和９年度	令和１０年度	
a	事業改善	観光協会と連携した観光情報の発信			官民連携
a	試行的取組	市内観光スポットにおける観光客データの収集及び分析手法の調査研究	市内観光スポットにおける観光客データの収集及び効果的な情報発信手法の分析	戦略的な観光情報発信の実践	官民連携
実施主体		観光協会、事業者、市			

【成果指標】

項目（単位）	現状値 （令和 6 年度）	目標値 （令和 1 0 年度）
①ホームページ及びSNSアクセス数（件）	3 4 2, 6 7 2	3 5 7, 0 0 0
②観光PR実施回数（回）	1 0	1 0

袖ヶ浦市産業振興アクションプラン

令和８年３月 策定

袖ヶ浦市 環境経済部 商工観光課

〒２９９－０２９２ 袖ヶ浦市坂戸市場１番地１

TEL ０４３８－６２－３４２８